

外国特許トピックス

2018年4月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

カンボジア — 有効な発明の特許登録(欧州特許と中国特許)

カンボジアは、2016年9月に151番目のPCT加盟国となり、特許付与円滑化に向けた動きが目立っていますが、このたび、欧州および中国との関係においてもそれぞれの国で有効な特許が一定の条件を満たした場合に、カンボジアで特許の保護を受けられることになりましたので、今回は、欧州特許と中国特許のカンボジアでの登録について紹介いたします。

なお、シンガポールや日本との関係では、すでにそれぞれの国で有効に認められた特許に対してカンボジアでの特許権付与を認める協力を実施しています。日本特許については、日本特許庁の審査を経て特許となった出願に対応するカンボジア出願について、実質的に審査無しに早期に特許を認めるものです。これにより、出願人は、日本で登録された特許と同様の特許をカンボジアでも早期に取得することが可能となります。

1. カンボジアについて



面積	18.1万平方キロメートル(日本の約2分の1弱)
人口	14.7百万人(2013年政府統計)
首都	プノンペン
民族	人口の90%がカンボジア人(クメール人)
言語	カンボジア語(クメール語)
宗教	仏教(一部少数民族はイスラム教)
経済状況	ここ数年は7%前後で推移しており、世界でも高い経済成長率を示しています。

カンボジアは ASEAN に参加し、各先進国企業の事業展開先として有望視されており、外国からの直接投資を誘致するため知的財産制度の近代化を図っています。経済発展に伴い、カンボジアにおける特許出願件数も増えており、今後増加することが予想されます。

2. カンボジアにおける欧州特許および中国特許の登録について

欧州特許について、欧州特許庁はカンボジアをモロッコ、モルドバ、チュニジアに続き認証国の1つとし、出願人が申請をすれば欧州特許がカンボジアでも同国内法に基づき有効に認められることになりました。また、中国特許について、中国国家知識産権局の審査によって権利付与された結果をカンボジアでも保護を受けることができるようになりました。それぞれの登録に関する主な事項の詳細は、以下のとおりです。

	欧州特許	中国特許
発効日	2018年3月1日	2018年3月28日
対象案件	2018年3月1日以降の欧州特許出願または国際出願※医薬品に関する例外あり(下記「その他」参照)	2003年3月22日以降の中国特許出願(実用新案、意匠は対象外)
必要書類	・登録申請書 ・180ユーロ納付 (欧州特許公報にサーチレポートの公表が記載された日から6ヶ月以内、またはPCTルートの場合は欧州特許庁への移行期限日以内に欧州特許庁に支払う／上記期限経過後2ヶ月の猶予期間内においては50%の割増料金の納付が必要)	・登録申請書 ・委任状(認証必要) ・譲渡証(認証必要) ・中国国家知識産権局発行の特許明細書及び特許登録簿の写し ・特許書類の英語及びクメール語翻訳文
保護期間	欧州特許出願日から20年	中国特許出願日から20年
その他	※WTO加盟国のカンボジアでは、医薬品関連特許については2033年までの移行期間中は義務履行免除を受けていることから、その経過措置期間中は医薬品に関する特許は、認証の対象外となりますが、移行期間の終了後に特許性に関する審査が行われ、出願日から算出された残りの期間において特許が保護されることとなります(メールボックスシステム)。	カンボジア工業・手工業部による形式審査があります。

欧州特許庁 Benoit Battistelli 長官は、今回の認証協定発効は欧州を超えて欧州特許制度の魅力を広げ、出願人の時間・費用負担とカンボジア特許庁の行政上の負担の両方を削減し、EPO とカンボジア工業・手工業部との間の技術協力はカンボジアの国家特許制度の発展に寄与するものとその効果に期待を寄せています。

中国においては、発効翌日の2018年3月29日に中国ハイテク企業及び大学が申請を行い、20件の中国特許がカンボジアで登録されその効力が生じて証書が取得され、手続きの簡易性・利便性が窺えます。中国の特許審査によって権利付与された結果をカンボジアが国対国の一方的なものとして過去に遡及してそのまま迅速に承認するという形は、中国が目指す「一帯一路」の沿線上の国々に求められる模範を示すことになったと思われる。以上